

目黒区立自転車等駐車場指定管理者運営評価結果について

目黒区立自転車等駐車場指定管理者の令和５年度運営評価結果を報告する。

１ 施設名

目黒区立自転車等駐車場（１８か所）

	名称	位置
１	駒場東大前西口駐輪場	駒場二丁目７番１号
２	駒場東大前東大口駐輪場	駒場三丁目８番１号
３	駒場三丁目駐輪場	駒場三丁目１０番１５号
４	池尻大橋駅東口駐輪場	大橋一丁目９番３号
５	池尻大橋駅北口駐輪場	大橋二丁目２４番１１号
６	上目黒一丁目駐輪場	上目黒一丁目２６番３号
７	中目黒駅前駐輪場	上目黒二丁目１番４号
８	祐天寺駅西口第一駐輪場	五本木一丁目３３番８号
９	祐天寺駅西口第二駐輪場	五本木一丁目３１番６号
１０	祐天寺駅南高架下駐輪場	五本木一丁目３２番２０号
１１	洗足二丁目駐輪場	洗足二丁目１８番１１号
１２	学芸大学駅東口駐輪場	鷹番二丁目１９番１５号
１３	学芸大学駅西口第一駐輪場	鷹番三丁目７番４号
１４	学芸大学駅西口第二駐輪場	鷹番三丁目１７番２号
１５	緑が丘駅駐輪場	緑が丘三丁目１番１０号
１６	自由が丘駅南口駐輪場	自由が丘二丁目１３番９号
１７	中根一丁目駐輪場	中根一丁目２番１６号先、中根一丁目３番１０号先
１８	都立大学駅北口駐輪場	柿の木坂一丁目３０番１２号

２ 指定管理者

NCD 株式会社(令和６年１月１日付けで社名変更。)

品川区西五反田四丁目３２番１号

代表者 代表取締役 下條 治

３ 指定期間及び運営評価の対象期間

指 定 期 間：平成３１年４月１日から令和６年３月３１日まで（５年間）

評価対象期間：令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

4 運営評価の方法

「目黒区付属機関の設置に関する条例」に基づき設置された目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、指定管理者の自己評価等をあらかじめ定めた基準により評価を行った。

5 事業報告書の概要

別紙「自転車等駐車場事業報告書（概要）」のとおり

6 施設運営に係る指定管理者の収入・支出額の推移

（単位：円）

項目	平成 26 年度 (3 期 1 年目)	平成 27 年度 (3 期 2 年目)	平成 28 年度 (3 期 3 年目)	平成 29 年度 (3 期 4 年目)	平成 30 年度 (3 期 5 年目)	備考 (新規駐輪場開設状況)
収入	110,867,462	114,171,450	117,563,650	121,419,700	122,117,800	28 年度：1 か所
支出	93,449,933	99,089,753	101,581,632	103,666,674	105,410,531	
項目	平成 31 年度 (4 期 1 年目)	令和 2 年度 (4 期 2 年目)	令和 3 年度 (4 期 3 年目)	令和 4 年度 (4 期 4 年目)	令和 5 年度 (4 期 5 年目)	
収入	119,358,850	98,070,900	105,321,850	112,846,200	114,859,400	
支出	111,480,819	100,778,737	104,376,358	107,366,878	108,619,027	

※ 導入前（平成 17 年度）：収入 54,683,460 円、支出 46,623,868 円（区の歳入・歳出額）

7 指定管理者の自己評価結果（100 点満点換算点）

自己評価	89 点
------	------

8 総括評価結果（100 点満点換算点）

総合評価	82 点：十分水準を超えている。
------	------------------

9 評価内訳

(評価委員 5 人)

評価項目	内容	委員一人 あたりの 配点	合計 配点	得点
1 サービスの 実施に関する 事項	(1) 施設の設置目的を十分発揮する内容となっていたか。	3 5	1 7 5	1 5 5
	(2) 施設や機器が適正に維持管理できる内容となっていたか。	5	2 5	2 0
	(3) 利用者の平等な利用の確保が図られていたか。	1 0	5 0	4 0
	(4) 利用者の声を反映する仕組みとなっていたか。	1 0	5 0	4 2
	(5) 被雇用者の技術向上や接遇等研修体制が整っているか。	5	2 5	2 0
	(6) 放置自転車防止についてどのような対策が行われたか。	5	2 5	2 1
2 経営能力等 に関する事項	(1) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があったか。	1 0	5 0	3 8
	(2) 個人情報を適切に管理できたか。	1 0	5 0	3 8
	(3) 情報公開に関して適切に対応できたか。	5	2 5	1 7
	(4) 安全管理が適切に行われたか。	1 0	5 0	3 8
	(5) 環境配慮に関する取組みはなされていたか。	5	2 5	2 1
3 利用料金制 に関する事項	(1) 利用料金制は適正に執行されたか。	1 0	5 0	4 2
合計点		1 2 0	6 0 0	4 9 2
総合評価点			8 2 点 (100 点満点に換算)	

※総合評価点は、各委員の評価点を 1 0 0 点満点に換算し、平均したものである。(令和 4 年度総合評価点は 7 8 点)

所見

1 サービス、運営管理

- (1) 利用者アンケートで特に要望が多かったキャッシュレス決済（QRコード等）を、駒場東大前西口駐輪場の1日利用精算機にも拡大した。清算方法を増やしたことにより、より手軽な駐輪場利用が可能となり、施設の利便性の向上を果たした。
- (2) 目黒区立自転車等駐車場の管理に関する基本協定書に基づき、利用者サービスの提供や施設の維持管理など、運営管理を適切に行っており、月報等による区への報告も適切である。

2 利用者対応

- (1) 利用者アンケートは、WEBアンケートを導入し回答数を増やしている。駐輪場内及びWEBにより設置した「ご意見箱」の結果も含め、課題として把握し業務改善に繋げている。
- (2) 定期利用者に対して、キャンセル待ち方式による利用者決定を行い、公平性を確保している。また、駐輪場内の不正駐輪車両に対して、札付けや電磁式ラックへの移動により利用料金を徴収する体制を構築し、利用の公平性を確保している。

3 放置自転車防止に関する取組

令和5年度も引き続き、駅前放置自転車クリーンキャンペーンへの参加があった。歩行者に対し放置自転車の撲滅の呼びかけ及び啓発品のポケットティッシュを配布した。放置自転車対策を担う指定管理者として、人的協力により放置防止啓発活動を担う責任を果たした。

4 個人情報管理

- (1) 法人としてプライバシーマークを取得している。また、協定書、個人情報取扱覚書等に基づき、個人情報が記載された書面を、施錠できる保管庫により適切に管理している。
- (2) 定期利用申請のWEB受付への移行を順次進めており、脆弱となるリスクを持つ「個人情報の紙保存」から脱却し、個人情報の指定管理者の本社一括管理によるサーバーにおける厳重な個人情報管理体制が整いつつある。

5 安全管理

指定管理者が作成した危機管理マニュアルに基づき、駐輪場専用のマニュアルが策定され、全ての駐輪場において緊急時の連絡体制を確立している。

6 環境配慮

洗足二丁目駐輪場は場内の植栽が豊富なため、景観と安全面の観点から定期的な剪定が必要である。剪定に係る人件費や剪定時のごみ排出量の削減を図るため、新たに防草シートを設置した。剪定回数の削減により、経費の削減とゴミ排出量の削減が実現できた。

以上から総合的に判断して、指定管理者の管理の業務は、「十分水準を超えている」と評価することができる。

「目黒区都市整備部指定管理運営評価委員会」（敬称略）

職	職名	氏名
委員長	中小企業診断士	佐々木 泰
副委員長	弁護士	北村 聡子
委員	大学准教授	西村 亮彦
委員	都市整備部長	照井 美奈子
委員	街づくり推進部長	清水 俊哉

(参考)

「評価区分」

区分	十分水準を 超えている	水準を超えて いる	水準に達して いる	水準に達し ていない	水準をかなり 下回っている
評価結果 (100点満点)	80点以上	80点未満 70点以上	70点未満 60点以上	60点未満 50点以上	50点未満

以 上